



31平環政第197号  
令和元年(2019年)7月4日

平塚市廃棄物対策審議会  
会長 原田 一郎 様

平塚市長 落合 克宏

平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第9条の規定に基づき、次の事項を諮問する。

#### 記

- 1 平塚市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて

以上  
(事務担当は環境政策課資源循環担当)

諮問 平塚市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて

(理由)

平塚市一般廃棄物処理基本計画(以下「計画」という。)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第6条の規定に基づき策定している法定計画であり、区域内の一般廃棄物処理に関して、長期的視点に立った基本的な方針を定めている。

国の指針によれば、計画の策定は、今後の社会や経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み等を総合的に踏まえ検討するものとされていることから、平成27年3月に現計画を改訂して以降の国等の動向(「第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月)の策定」、「ごみ処理基本計画策定指針の改定(平成28年9月)」、「食品リサイクル法基本方針の改定(案)(平成31年2月)」、「食品ロスの削減の推進に関する法律の公布(令和元年5月)」、地球規模での資源・廃棄物制約や海洋プラスチック問題への対応として「プラスチック資源循環戦略(令和元年5月)」等)を踏まえた見直しが急務とされている。

そこで、本市においてもそうした指針等で掲げられている目標値等の達成に向け、地球温暖化対策に関する取組との整合に留意しつつ、一般廃棄物の排出抑制及び適正な循環的利用等を促進するため、市民、事業者及び市がそれぞれ主体的に取組む視点を保持しつつ、特に以下のテーマに基づき幅広く検討することを願うものである。

- 1 食品ロス対策
- 2 プラごみゼロ対策
- 3 高齢化対策

以上